

長沼町都市公園条例新旧対照表

旧			新		
別表第2(第12条関係)			別表第2(第12条関係)		
1 第6条の許可に係る行為			1 第6条の許可に係る行為		
項目	単位	金額	項目	単位	金額
商行為	1日につき	51円	商行為	1日につき	52円
業として写真、映画の撮影	1日につき	51円	業として写真、映画の撮影	1日につき	52円
興行	1平方メートル1日につき	10円	興行	1平方メートル1日につき	11円
展示会その他これらに類する催しもの	1平方メートル1日につき	10円	展示会その他これらに類する催しもの	1平方メートル1日につき	11円
競技会	10平方メートル1日につき	5円	競技会	10平方メートル1日につき	5円
2 第10条の許可に係る占用			2 第10条の許可に係る占用		
項目	単位	金額	項目	単位	金額
電柱	1本1箇年につき	124円	電柱	1本1箇年につき	126円
電線	1メートル1箇年につき	24円	電線	1メートル1箇年につき	25円
変圧塔	1本1箇年につき	370円	変圧塔	1本1箇年につき	377円
標識	1本1箇年につき	370円	標識	1本1箇年につき	377円
その他物件工作物又は施設	1平方メートル1日につき	5円	その他物件工作物又は施設	1平方メートル1日につき	5円
別表第3(第12条関係)			別表第3(第12条関係)		
2 多目的広場使用料			2 多目的広場使用料		
使用時間	使用料(1時間)		使用時間	使用料(1時間)	
	全面使用	半面使用		全面使用	半面使用
午前5時から日没まで	2,050円	1,020円	午前5時から日没まで	2,090円	1,040円